

平成25年（判）第23号

審 決

東京都品川区大崎一丁目6番3号

被審人 日本精工株式会社

同代表者	代表執行役	内 山 俊 弘
同代理人	弁 護 士	川 合 弘 造
同		佐 藤 丈 文
同		島 田 まどか
同		大 井 悠 紀
同		山 田 浩 史
同		星 野 大 輔
同		稲 垣 弘 則
同		山 本 晃 久
同		桑 田 寛 史
同		廣 瀬 香
同		中 村 崇 志
同		坪 野 未 来

公正取引委員会は、上記被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金納付命令審判事件について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則（平成27年公正取引委員会規則第2号）による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第8号）（以下「規則」という。）第73条の規定により審判長審判官山門優から提出された事件記録及び規則第75条の規定により被審人から提出された異議の申立書に基づいて、同審判官から提出された別紙審決案を調査し、次のとおり審決する。

主 文
被審人の審判請求を棄却する。

理 由

- 1 当委員会の認定した事実，証拠，判断及び法令の適用は，いずれも別紙審決案の理由第1ないし第7と同一であるから，これらを引用する。
- 2 よって，被審人に対し，独占禁止法第66条第2項及び規則第78条第1項の規定により，主文のとおり審決する。

平成29年3月29日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 幕 田 英 雄

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

平成25年（判）第23号

審 決 案

東京都品川区大崎一丁目6番3号

被審人 日本精工株式会社

同代表者	代表執行役	内 山 俊 弘
同代理人	弁 護 士	川 合 弘 造
同		佐 藤 丈 文
同		島 田 まどか
同		大 井 悠 紀
同		山 田 浩 史
同		平 家 正 博
同		星 野 大 輔
同		稲 垣 弘 則
同		山 本 晃 久
同		桑 田 寛 史
同		廣 瀬 香
同		中 村 崇 志
同		坪 野 未 来

上記被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金納付命令審判事件について、公正取引委員会から独占禁止法第56条第1項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則（平成27年公正取引委員会規則第2号）による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第8号）（以下「規則」という。）第12条第1項の規定に基づき担当審判官に指定された本職らは、審判の結果、次のとおり審決することが適当であると考え、規則第73条及び第74条の規定に基づいて

本審決案を作成する。

主 文
被審人の審判請求を棄却する。

理 由

第1 審判請求の趣旨

平成25年（納）第10号課徴金納付命令のうち55億4712万円を超えて納付を命じた部分の取消しを求める。

第2 事案の概要（当事者間に争いのない事実又は公知の事実）

- 1 公正取引委員会は、被審人、NTN株式会社（以下「NTN」という。）、株式会社不二越（以下「不二越」といい、被審人及びNTNと併せて「3社」という。）及び株式会社ジェイテクト（以下「ジェイテクト」といい、3社と併せて「4社」という。）が、共同して、①別紙記載1の軸受（以下「産業機械用軸受」という。）の販売価格を引き上げることを合意することにより、公共の利益に反して、我が国における産業機械用軸受の販売分野における競争を実質的に制限し、②別紙記載2の軸受（以下「自動車用軸受」という。）の販売価格を引き上げることを合意することにより、公共の利益に反して、我が国における自動車用軸受の販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、これらの行為は、それぞれ、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものであり、かつ、3社については、特に排除措置を命ずる必要があるとして、平成25年3月29日、3社に対し、排除措置を命じた（平成25年（措）第6号。以下「本件排除措置命令」といい、同命令において認定された産業機械用軸受に係る違反行為を「産業機械用軸受に係る本件違反行為」、自動車用軸受に係る違反行為を「自動車用軸受に係る本件違反行為」、これらの違反行為を併せて「本件各違反行為」という。また、本件排除措置命令の命令書を「本件排除措置命令書」という。）。

被審人は、本件排除措置命令に対し、独占禁止法第49条第6項の規定による審判請求をせず、被審人に対する同命令は確定した。

- 2 公正取引委員会は、本件各違反行為は独占禁止法第7条の2第1項第1号に規定する商品の対価に係るものであり、本件各違反行為の実行期間におけ

る被審人の産業機械用軸受及び自動車用軸受に係る売上額を私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号。以下「独占禁止法施行令」という。）第5条第1項の規定に基づき算定すると、産業機械用軸受については415億6344万2408円、自動車用軸受については415億1389万6834円となるとして、平成25年3月29日、被審人に対し、56億2541万円の課徴金の納付を命じた（平成25年（納）第10号。以下「本件課徴金納付命令」という。）。

本件課徴金納付命令の命令書謄本は、同年4月1日、被審人に対して送達された。

- 3 被審人は、平成25年5月29日、本件課徴金納付命令のうち42億9750万円を超えて納付を命じた部分の取消しを求める審判請求をしたが、平成26年3月28日、審判請求の趣旨を前記第1記載のとおりに変更した。

被審人は、本件課徴金納付命令において課徴金算定の基礎とされた前記2の売上額のうち、産業機械用軸受について7億495万9625円及び自動車用軸受について4億1340万2000円は独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額」（以下「当該商品の売上額」という。）に該当しない旨主張して（後記第5の1(2)及び第5の2(2)）、本件課徴金納付命令のうち55億4712万円を超えて納付を命じた部分の取消しを求めている。

- 第3 前提となる事実（各項末尾に括弧書きで証拠を掲記した事実は当該証拠から認定される事実であり、その余の事実は当事者間に争いのない事実である。なお、証拠の表記については、「第」及び「号証」を略し、単に「査○」、「審○」と記載する。）

- 1 4社の概要

被審人は肩書地に、NTNは大阪市西区京町堀一丁目3番17号に、不二越は富山市不二越本町一丁目1番1号に、ジェイテクトは大阪府中央区南船場三丁目5番8号にそれぞれ本店を置き、いずれも産業機械用軸受及び自動車用軸受を製造し、自ら又は販売代理店を通じて（不二越及びジェイテクトは、自ら又は自社の販売子会社若しくは販売代理店を通じて）販売していた。

なお、ジェイテクトは、光洋精工株式会社が平成18年1月1日に現商号に変更したものである。

4社の産業機械用軸受の販売金額の合計と自動車用軸受の販売金額の合

計は、我が国における産業機械用軸受の総販売金額と自動車用軸受の総販売金額のそれぞれ大部分を占めていた。

2 本件各違反行為

- (1) 4社は、平成16年頃から平成20年頃にかけて、軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を軸受の販売価格に転嫁するため、軸受の値上げの方針や需要者ごとの値上げ要請の内容等について情報交換を行っていた。

4社は、平成22年に入り、鋼材の仕入価格の値上がりが見込まれたことから、同年3月頃以降、軸受の値上げの方向性について情報交換を開始した。
- (2) 4社は、平成22年5月下旬頃から同年8月下旬頃までの間、産業機械用軸受の販売価格を4社が共同して引き上げること等について協議を重ね、同年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を、同年6月時点における4社の販売価格から、一般軸受につき8パーセント、大型軸受につき10パーセント、それぞれ引き上げること等を需要者等に申し入れるなどして、軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること、並びに、具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては、販売地区及び主要な需要者ごとに4社が連絡、協議しながら行うことを合意した（産業機械用軸受に係る本件違反行為）。
- (3) 4社は、平成22年7月上旬頃から同月下旬頃までの間、自動車用軸受の販売価格を4社が共同して引き上げること等について協議を重ね、同月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を、同年6月時点における4社の販売価格から、軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げること等を合意した（自動車用軸受に係る本件違反行為）。
- (4) 4社は、前記(2)及び(3)の各合意の実効を確保するため、産業機械用軸受及び自動車用軸受の値上げの進捗状況等について継続的に情報交換を行っていた。
- (5) 公正取引委員会は、平成23年7月26日、本件について、独占禁止法第102条第1項の規定に基づく臨検及び捜索を行ったところ、同日以降、上記情報交換は行われていない。このため、同日以降、前記(2)及び(3)の

各合意は事実上消滅している。

第4 争点

- 1 被審人が自動車又は自動車部品の製造販売業者（以下「自動車メーカー等」という。）から自動車用軸受の構成部品の一部を購入し（以下、自動車メーカー等から購入した自動車用軸受の構成部品の一部を「本件有償支給品」という。）、本件有償支給品を組み込んだ自動車用軸受の完成品（以下「本件完成品」という。）を製造して、これを本件有償支給品の供給元へ販売している場合、本件完成品の販売代金のうち本件有償支給品の購入代金相当額は、当該商品の売上額に当たるか（争点1）
- 2 産業機械用軸受のうち、被審人が「特殊品取引」、「スポット取引」及び「コード流用取引」と呼称する取引（以下「3取引」という。）により販売される製品（以下「3取引により販売される製品」という。）の売上げは、当該商品の売上額に当たるか（争点2）

第5 争点に係る双方の主張

- 1 争点1（本件完成品の販売代金のうち本件有償支給品の購入代金相当額は、当該商品の売上額に当たるか）について

(1) 審査官の主張

ア 独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」（以下「当該商品」という。）に該当するのは本件完成品であること

(ア) 当該商品の意義

独占禁止法は、課徴金の算定方法を具体的な法違反による現実的な経済的不当利得そのものとは切り離し、売上額に一定の比率を乗じて一律かつ画一的に算出することとして、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できることを図っている。

そして、当該商品とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであり、上記課徴金制度の趣旨及び課徴金の算定方法に照らせば、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については、一定の商品につき、違反行為を行った事業者又は事業者団体が、明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す事情（以下「当該商品該当性を否定する特段の事

情」という。)が認められない限り、違反行為による拘束が及んでいるものとして当該商品に含まれ、違反行為者が実行期間中に違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品を引き渡して得た対価の額が、課徴金の算定の基礎となる売上額となると解される。

(イ) 当該商品に該当するのは本件完成品であること

自動車用軸受に係る本件違反行為の対象商品は自動車用軸受であるところ、本件完成品は、いずれも被審人が需要者である自動車メーカー等との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受又はころ軸受である。

また、被審人と自動車メーカー等との間で取引されている商品は本件完成品であり、その一部を構成する本件有償支給品に対応する部分(以下「本件有償支給品対応部分」という。)を除いたものではなく、自動車用軸受に係る本件違反行為においても、値上げの対象商品は本件完成品であることから、上記違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品は本件完成品である。

そして、本件完成品には、当該商品該当性を否定する特段の事情は認められず、自動車用軸受に係る本件違反行為の拘束が及んでいる。

したがって、当該商品に該当するのは本件完成品である。

イ 独占禁止法第7条の2第1項にいう売上額(以下「売上額」という。)

に該当するのは本件完成品の売上げであること

課徴金制度の趣旨は前記ア(ア)のとおりであり、かかる考え方を踏まえれば、売上額の意義については、事業者の事業活動から生ずる収益から費用を差し引く前の数値を意味すると解されるべきである。

したがって、売上額に該当するのは、本件有償支給品の購入代金相当額を含む本件完成品全体に係る売上げである。

(2) 被審人の主張

ア 当該商品及び売上額の意義

課徴金制度の趣旨及び目的は、違法なカルテル行為によって得た不当な経済的利得を剥奪することにある。

したがって、カルテル行為による不当な経済的利得といえないもの、すなわち、違反行為の相互拘束が及んでおらず競争の実質的制限が生じていない場合(当該商品に該当しない場合)や、経済的実質に照らすと

利得を得ていない場合（売上額に該当しない場合）は、課徴金算定の対象とならない。

イ 本件有償支給品対応部分は当該商品に該当しないこと

(ア) 本件有償支給品の購入は、実質的には無償で部品の支給を受けているのと同じであること

本件有償支給品に係る取引において、形式的には、被審人が、自動車メーカー等から本件有償支給品を購入し、本件完成品を自動車メーカー等に販売している。

しかし、被審人と自動車メーカー等との間の契約では、本件有償支給品の購入代金相当額と本件完成品の販売代金とを対当額で相殺することが予定されている。

かかる実態に鑑みれば、本件有償支給品の購入は、実質的には無償で部品支給を受けているのと何ら変わりがなく、本件有償支給品対応部分につき、自動車用軸受に係る本件違反行為の対象とされた値上げ、すなわち、鋼材価格の値上がりを理由とする販売価格の値上げ（以下「鋼材値上げ」という。）を行う余地は存在しない。

(イ) 被審人は本件有償支給品の価格決定に関与していないこと

本件有償支給品の単価は、自動車メーカー等と本件有償支給品の製造業者との間の交渉により、又は、本件有償支給品の製造業者が自動車メーカー等である場合は同社により、それぞれ決定されるものであり、被審人が上記価格決定に介在する余地はない。

そして、本件有償支給品の単価が自動車メーカー等により一方的に改定された場合、本件完成品の単価も、本件有償支給品の単価の変動に合わせて自動的に変更されることとなっている。

(ウ) 4社の認識

自動車メーカー等は、本件完成品の単価について、本件有償支給品の支給価格相当額とそれ以外の部分とを区別して管理している。

そして、前者の価格は、前記(イ)のように決定される本件有償支給品の単価の改定に合わせて自動的に変更されるのに対し、後者の価格は、主に自動車メーカー等と軸受メーカーとの間の交渉により決定されるものであり、両者の価格変動は連動しないものとされていた。

そのため、4社はいずれも、鋼材値上げの対象となり得るのは本件

完成品のうち本件有償支給品対応部分以外の部分であることを当然の前提として考えていた。

(エ) 小括

以上のとおり、本件有償支給品対応部分は、実質的には無償での部品支給にすぎない以上、自動車用軸受に係る本件違反行為の対象とされた鋼材値上げを行う余地がそもそもなく、また、被審人が価格決定に介在する余地がない性質のものである。4社間の認識においても、本件有償支給品対応部分には自動車用軸受に係る本件違反行為の拘束が及ばないことが当然の前提とされていた。

したがって、本件有償支給品対応部分は、自動車用軸受に係る本件違反行為の拘束が及んでおらず競争の実質的制限が生じていないと解すべきであり、当該商品には該当しない。

ウ 本件有償支給品対応部分の売上げは売上額に該当しないこと

仮に、本件有償支給品対応部分が当該商品に該当するとしても、前記イ(ア)記載のとおり、本件有償支給品の購入代金相当額は、当初から本件完成品の販売代金と相殺されることが予定されているため、本件完成品の販売において被審人が得られる対価は、実質的には本件完成品の販売価格から本件有償支給品の購入代金相当額を控除した額にすぎなかった。

したがって、本件有償支給品対応部分は、その経済的実質に着目すれば、カルテル行為による不当な経済的利得をおよそ観念する余地がないものであり、本件有償支給品対応部分の売上げは、実質的には対価を得ていないものとして売上額から除外すべきである。

エ 結論

よって、自動車用軸受に係る本件違反行為の実行期間における本件有償支給品の購入代金相当額である4億1340万2000円は、当該商品の売上額に当たらない。

2 争点2（産業機械用軸受のうち3取引により販売される製品の売上げは、当該商品の売上額に当たるか）について

(1) 審査官の主張

産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品は産業機械用軸受であるところ、3取引は、いずれも被審人又は被審人の販売代理店が需要者と

の間で交渉の上販売価格を決定するものである。

したがって、3取引により販売される製品は、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であることが明らかである。

また、3取引により販売される製品には、当該商品該当性を否定する特段の事情は認められず、産業機械用軸受に係る本件違反行為の拘束が及んでいる。

よって、3取引により販売される製品は当該商品に該当し、同製品の売上げは売上額に該当する。

(2) 被審人の主張

ア 産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象は、販売代理店経由で販売する際に需要者向け販売価格から口銭を差し引いて卸売価格を決定する部類の取引であること

本件排除措置命令では、別紙記載1のとおり、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品を「需要者との間で交渉の上販売価格を決定」する製品であると定義している。また、産業機械用軸受に係る本件違反行為は、被審人を含む軸受メーカーが最終需要者に対する軸受の販売価格について協調して値上げを行ったカルテルであるから、上記「需要者」とは最終需要者（以下、単に「需要者」という。）を意味する。

もっとも、玉軸受及びころ軸受（ミニチュア軸受及び小径軸受を除く。以下同じ。）の取引形態には、軸受の製造業者がそれぞれ作成する「定価表」等と題する冊子（以下「定価表」という。）に掲載された製品（以下「定価表掲載製品」という。）を、定価表に掲載された当該製品の価格に一定の掛け率を乗じて算出した販売価格（軸受の製造販売業者と一次代理店との間の販売価格をいう。）で取引する形態（以下、このような形態の取引を「建値取引」という。）があり、建値取引により販売される定価表掲載製品が産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品に該当しないことについては当事者間に争いが無いところ、これらの製品の中にも、販売代理店と需要者との間での価格交渉がなされるものが存在し得る。

したがって、本件排除措置命令は、建値取引により販売される定価表掲載製品を産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品から除外す

るに当たり、「需要者との間で交渉の上販売価格を決定」という要件だけに着目したのではなく、その他の要件も考慮したことになる。

本件排除措置命令書の理由の第1の1(2)には、「4社は、(中略)自社の販売子会社又は販売代理店を通じて需要者に販売する場合には、需要者向け販売価格から自社の販売子会社又は販売代理店の口銭を差し引いたものを自らの販売価格としていた」と記載されている。

また、産業機械用軸受に係る本件違反行為のようなカルテルが存在したのは、軸受メーカーが自ら又はその販売代理店を通じて需要者に対して値上げ交渉を実施できたからであり、かかる交渉が可能であったのは、口銭を差し引く取引構造の下、軸受メーカーが、販売代理店と需要者との間の価格交渉状況を把握し、需要者への販売価格に応じて販売代理店への卸売価格を決定する構造が存在し、需要者向け販売価格の値上げにより得られた利益を軸受メーカーと販売代理店で分け合うことが可能であったからである。

このような事情からすると、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品は、販売代理店経由で販売する際に需要者向け販売価格から口銭を差し引いて卸売価格を決定する部類の取引により販売される製品であるといえる。

一方、建値取引により販売される定価表掲載製品は、定価表に仕切率を掛けた価格で販売代理店に卸売される製品であり、需要者向け販売価格から口銭を差し引いた価格で卸売される製品ではないから、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品から除外される。

イ 3取引により販売される製品は、当該商品に該当しないこと

(ア) 3取引の内容

a 特殊品取引

特殊品取引とは、販売数量が少なく定価表に掲載されていない製品の取引であって、本件課徴金納付命令の発令前に被審人から公正取引委員会に報告された売上データの資料(審31)(以下「被審人売上データ資料」という。)においてコード番号の2桁目にDないしFが記載された取引をいう。

b スポット取引

スポット取引とは、被審人との取引関係がなく、被審人の社内

データベースに需要者の名称が顧客登録されていない、飛び込みの需要者に対して販売する取引であって、被審人売上データ資料においてコード番号の2桁目にAないしCが記載された取引のうち、「得意先」欄と「代理店」欄に同じ代理店名が記載されている取引をいう。

c コード流用取引

コード流用取引とは、正規の発注ルートでは対応できない販売代理店の需要に応じて産業機械用軸受を簡便に供給するため、便宜的に大手OEM（後記(イ)a参照）のコード番号を流用して販売する取引であって、被審人売上データ資料においてコード番号の2桁目に数字が記載された取引のうち、「得意先」欄と「代理店」欄に同じ代理店名が記載されている取引をいう。

(イ) 3取引は、需要者向け販売価格から口銭を差し引いて卸売価格を決定する取引ではないこと

a 需要者向け販売価格から口銭を差し引いて卸売価格を決定する取引

産業機械用の軸受は、しばしば販売代理店を通じて販売される。販売代理店を通じて軸受を販売する場合、「大手OEM」と呼ばれる大規模産業機械メーカーを客先とする商流、及び「中小口CBCユーザー」として個別に登録された中小、零細規模の産業機械メーカーを客先とする商流では、被審人から販売代理店への卸売価格は、需要者への販売価格から販売代理店向けの口銭を差し引いた価格とされている。

b 需要者向け販売価格から口銭を差し引いて卸売価格を決定するものではない取引

販売代理店を通じた販売には、販売代理店が自己の計算で製品を仕入れ、販売する商流もある。

この場合には、製品の卸売価格は、需要者への販売価格とは無関係に決定され、需要者からの注文が来る前に、販売代理店から製品が発注されることもある。

c 3取引は、需要者向け販売価格から口銭を差し引いて卸売価格を決定するものではないこと

3取引では、販売代理店が需要者の名称や需要者向け販売価格を特定せずに被審人に製品を注文し、被審人は、以下の(a)ないし(c)のとおり、需要者向け販売価格を考慮せずに販売代理店向けの販売価格を決定していた。

(a) 特殊品取引では、TC（被審人社内において工場から営業部門に商品を出荷する際の価格をいう。以下同じ。）に2.2を乗じて算定される固定価格を販売代理店向けの販売価格としていた。

(b) スポット取引では、固定した算定基準は存在しないものの、被審人の社内での目安として、定価表掲載製品の場合は定価表記載価格の25パーセント以上を販売代理店向けの販売価格としていた。

(c) コード流用取引では、固定した算定基準は存在せず、被審人と販売代理店との間の個別交渉により、販売価格が決定されていた。

d 4社の認識

4社の認識としても、3取引により販売される製品は産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象外であった。

また、被審人において、3取引により販売される製品は鋼材値上げの対象外とされていた。

(ウ) 小括

以上のとおり、3取引により販売される製品は、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品に該当しない。

また、仮に上記対象商品の範ちゅうに属するとしても、前記(イ)の事情の下では、3取引により販売される製品には当該商品該当性を否定する特段の事情が存在したといえる。

ウ 審査官の主張は、原処分の原因となる事実の変更に該当し、違法であること

審査官は、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品は産業機械用軸受であるとし、それを根拠として、3取引により販売される製品は上記違反行為の対象商品に該当する旨主張する（前記(1)）。

しかし、本件排除措置命令書の記載等に照らすと、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品は、販売代理店経由で販売する際に需要者向け販売価格から口銭を差し引いて卸売価格を決定する部類の取引に

より販売される製品であることについては、前記アのとおりである。

審査官の上記主張は、課徴金算定の基礎となる違反行為の対象商品を本件審判開始後に拡張するものであり、本件排除措置命令の文言を信頼して、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品は前記アのとおりであると考えていた被審人から、違反行為の対象商品について争う機会を奪うものである。

かかる審査官の主張は、独占禁止法第58条第2項ただし書が禁じる、被審人の利益を害することとなる原処分の原因となる事実の変更に該当し、違法である。

エ 結論

よって、産業機械用軸受に係る本件違反行為の実行期間における3取引により販売される製品の売上げである7億495万9625円は、当該商品の売上額に当たらない。

(3) 被審人の主張に対する審査官の反論

本件排除措置命令書には、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品について、本件排除措置命令書の理由の第1の2(2)に、4社は「軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること」などを合意したと記載されている。

したがって、本件排除措置命令書の記載から、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品が産業機械用軸受であることは明らかである。

建値取引に係る製品が産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品から除かれていることは、本件排除措置命令書において、上記違反行為の対象となる商品が上記のとおり記載されており、定価表に掲載された当該製品の価格に一定の掛け率を乗じて販売価格を決定するものとは記載されていないことによって示されている。

第6 審判官の判断

1 争点1（本件完成品の販売代金のうち本件有償支給品の購入代金相当額は、当該商品の売上額に当たるか）について

(1) 当該商品及び売上額の意義

ア 独占禁止法の定める課徴金の制度は、昭和52年法律第63号による当時の独占禁止法の改正において、カルテルの摘発に伴う不利益を増大

させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定めやカルテルによる損害回復をするための損害賠償制度に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、課徴金の額の算定方式は、実行期間のカルテル対象商品又は役務の売上額に一定率を乗ずる方式を採っているが、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切ではないとして、そのような算定方式が採用され、維持されているものと解される。そうすると、課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないというべきである。

独占禁止法第7条の2は、課徴金の額について、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に所定の割合を乗じて得た額に相当する額と定めており、これを受けて独占禁止法施行令第5条は、売上額算定の方法の原則をいわゆる引渡基準によることと定め、実行期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法によることとしているが、この合計額から控除すべきものとして、①商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部の控除があった場合におけるその控除した額、②商品の返品があった場合におけるその返品された商品の対価の額、③相手方に対し商品の引渡し又は役務の提供の実績に応じて割戻金を支払うべき旨が書面によって明らかな契約があった場合におけるその割戻金の額、という三つの場合だけを明文で掲げている。そして、独占禁止法施行令第6条は、引渡基準によって売上額を算定すると事業活動の結果と著しく離れてしまう場合に、例外としていわゆる契約基準によることとし、実行期間において締結した商品の販売又は役務の提供に係る契約により定められた対価の額を合計する方法とすると定め（第1項）、その場合の合計額から控除するものとして、上記の③だけを準用している（第2項）。これらの独占禁止法施行令の定めは、いずれも、課徴金算定の基礎となる売上額の定め方について、一般に公正妥当と認

められる企業会計原則上の考え方に準拠して、カルテルの実行期間における対象商品又は役務の純売上額（総売上額から値引き、返品及びリベート〔割戻し〕を控除したもの）を算定する方法によることとしているのである。

また、課徴金の額を定めるに当たって売上額に乗ずる比率については、業種ごとに一定率が法定されているが、この一定率については、課徴金制度に係る独占禁止法の規定の立法及び改正の過程において、売上高を分母とし、経常利益ないし営業利益を分子とする比率を参考にして定められているところ、企業会計上の概念である売上高は、個別の取引による実現収益として、事業者が取引の相手方から契約に基づいて受け取る対価である代金ないし報酬の合計から費用項目を差し引く前の数値であり、課徴金の額を定めるに当たって用いられる上記売上額は、この売上高と同義のものというべきである。

（最高裁判所平成17年9月13日第三小法廷判決・民集第59巻第7号1950頁・公正取引委員会審決集第52巻723頁〔東京海上日動火災保険株式会社ほか13名による審決取消請求事件〕参照）

イ 以上によれば、独占禁止法は、課徴金の算定方法を具体的な法違反による現実的な経済的不当利得そのものとは切り離し、売上額に一定の比率を乗じて一律かつ画一的に算出することとして、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できることを図ったものと解すべきである。

そして、「当該商品」とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであり、前記アのような課徴金制度の趣旨及び課徴金の算定方法に照らせば、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については、一定の商品につき、違反行為を行った事業者又は事業者団体が、明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す事情（当該商品該当性を否定する特段の事情）が認められない限り、違反行為による拘束が及んでいるものとして、課徴金算定の対象となる当該商品に含まれ、違反行為者が、実行期間中に違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品を引き渡して得た対価の額

が、課徴金の算定の基礎となる売上額となると解される。

(東京高等裁判所平成22年11月26日判決・公正取引委員会審決集第57巻第2分冊194頁〔出光興産株式会社による審決取消請求事件〕参照)

(2) 当該商品の売上額に該当するのは本件完成品の販売代金であること

ア 認定事実

以下の事実は、当事者間に争いのない事実又は各項末尾に括弧書きで掲記した証拠から認定される事実である。

(ア) 本件完成品は、被審人が需要者である自動車メーカー等との間で販売価格を交渉の上決定する玉軸受又はころ軸受である。

(イ) 本件完成品は、本件有償支給品と本件有償支給品以外の部分が組み合わされて一体となった商品であり、本件有償支給品対応部分は、これを除いたものと分離できる別個の商品ではない。

被審人は、本件有償支給品に一定の加工を行うなどの工程を経て、本件完成品を製造販売しており、自動車メーカー等は、本件有償支給品をそのまま買い戻しているものではない。

(ウ) 被審人と自動車メーカー等は、目的物を本件完成品とする売買契約を締結しており、同契約における対価は本件有償支給品の購入代金相当額を含んだ本件完成品の価格として設定され、被審人も、会計処理の際には本件完成品の対価を自動車用軸受の売上げとして計上している。(査4)

また、被審人は、平成22年当時、自動車メーカー等に対し、自動車用軸受につき鋼材投入重量1キログラム当たり20円等の値上げを申し入れ、自動車メーカー等との間で、本件完成品の値上げ幅又は単価について妥結している。

イ 判断

自動車用軸受に係る本件違反行為の対象商品は自動車用軸受であるところ、本件完成品は、前記ア(ア)及び(イ)のとおり、本件有償支給品と本件有償支給品以外の部分が組み合わされて一体となった商品であり、被審人が需要者である自動車メーカー等との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受又はころ軸受であることから、上記違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当する。

そのため、本件完成品は、当該商品該当性を否定する特段の事情が認められない限り当該商品に含まれるところ、かかる事情を認めるに足りる証拠はない。

したがって、当該商品に該当するのは本件完成品である。

また、課徴金算定の基礎となる売上額に該当するのは、違反行為者が実行期間中に違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品を引き渡して得た対価の額であり（前記(1)イ）、本件完成品の対価は本件有償支給品の購入代金相当額を含んだ価格として設定されていることから（前記ア(ウ)）、被審人が上記違反行為の実行期間中に本件完成品を引き渡して得た対価の額が売上額となる。

(3) 被審人の主張について

ア 当該商品の該当性

被審人は、本件有償支給品対応部分は実質的には無償での部品支給にすぎず、4社間の認識においても本件有償支給品には自動車用軸受に係る本件違反行為の拘束が及ばないことが当然の前提とされていたなどとして、本件有償支給品対応部分は当該商品に該当しない旨主張し（前記第5の1(2)イ）、被審人において平成22年10月以降東日本自動車第一部第一営業グループ係長を務めている榊田雄の陳述書（審1）中には、これに沿う部分がある。

しかし、榊田雄の上記陳述は、その内容について客観的な裏付けを欠くものであり、以下の①及び②の事実及び証拠に照らしても、採用できない。

① ジェイテクトにおいて平成15年から平成23年12月まで東日本支社第1営業部長等の立場で日産自動車株式会社（以下「日産自動車」という。）に対する営業を担当し、自動車用軸受に係る本件違反行為にも関与していた亀尾善健（以下「亀尾」という。）は、日産自動車と取引のある被審人、NTN及びジェイテクトが上記違反行為に基づき会合等で話合いの対象としていた価格は本件完成品の価格であったこと、そもそも、亀尾が上記違反行為に関与していた当時は、本件有償支給品対応部分とそれ以外の部分があるなどとは念頭に置いておらず、上記話合いの場において本件有償支給品対応部分を値上げの対象に含めるかどうか話題になったこともなかった旨供述し

ている。(査71)

また、亀尾の上記供述内容は、被審人と自動車メーカー等は目的物を本件完成品とする売買契約を締結しており、同契約における対価は本件有償支給品の購入代金相当額を含んだ本件完成品の価格として設定されている事実(前記(2)ア(ウ)第1段落)や、被審人が自動車メーカー等に対して自動車用軸受の値上げを申し入れた際に、自動車メーカー等との間で、本件完成品の値上げ幅又は単価について妥結している事実(前記(2)ア(ウ)第2段落)とも合致する。

- ② 自動車用軸受に係る本件違反行為に関与した、被審人の平成22年当時の自動車事業本部自動車営業本部長である桑原克己、ジェイテクトの平成22年当時の営業本部副本部長兼産機・市販営業推進部長である松本久(以下「ジェイテクトの松本」という。)、及び同営業本部営業統括部管理グループ長又は同部管理・統括室長である植田奨は、軸受の種類、大きさ、取引方法等様々な観点から、上記違反行為の対象としていた商品の範囲を説明し、本件完成品に該当するハブユニット軸受も上記違反行為の対象商品であった旨を述べているところ、本件有償支給品対応部分が上記違反行為の対象外であったなどとは供述していない。(査17, 21, 23, 24)

イ 売上額の該当性

被審人は、本件有償支給品の購入代金相当額は本件完成品の販売代金と相殺されることが当初から予定されているものであり、本件有償支給品対応部分はカルテル行為による不当な経済的利得をおよそ観念する余地がないから、本件有償支給品対応部分の売上げは売上額から除外すべきである旨主張する(前記第5の1(2)ウ)。

しかし、上記主張は、経済的実質に照らすと利得を得ていない場合は売上額に該当しないとの解釈(前記第5の1(2)ア)を前提とするものであるところ、課徴金の算定対象となる売上額の意義について、事業者が取引の相手方から契約に基づいて受け取る対価である代金を意味すると解すべきものであることについては、前記(1)のとおりである。

したがって、被審人の上記主張は、その前提を欠くものであり、採用できない。

- 2 争点2 (産業機械用軸受のうち3取引により販売される製品の売上げは、

当該商品の売上額に当たるか) について

(1) 3取引により販売される製品の売上げは当該商品の売上額に該当すること

産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品は産業機械用軸受であるところ、3取引は、いずれも被審人又は被審人の販売代理店が自動車及び自動車部品の製造販売業者等の需要者を除く需要者との間で交渉の上販売価格を決定するものである（争いが無い）ことから、3取引により販売される製品は、上記違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当する。

そのため、3取引により販売される製品は、当該商品該当性を否定する特段の事情が認められない限り当該商品に含まれるところ、かかる事情を認めるに足りる証拠はない。

したがって、3取引により販売される製品は当該商品に該当し、被審人が上記違反行為の実行期間中に上記製品を引き渡して得た対価の額が売上額となる。

(2) 被審人の主張について

ア 当該商品の該当性

(7) 産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品

被審人は、建値取引により販売される定価表掲載製品が産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品ではないことや、本件排除措置命令書に「4社は、（中略）自社の販売子会社又は販売代理店を通じて需要者に販売する場合には、需要者向け販売価格から自社の販売子会社又は販売代理店の口銭を差し引いたものを自らの販売価格としていた」との記載があることなどを理由に、上記違反行為の対象商品は販売代理店経由で販売する際に需要者向け販売価格から口銭を差し引いて卸売価格を決定する部類の取引により販売される製品である旨主張する（前記第5の2(2)ア）。

しかし、本件排除措置命令書の理由の第1（事実）の2(2)には、「4社は、（中略）産業機械用軸受（審決案注：本審決案と同じく、別紙記載1の軸受を意味する。）の販売価格を、（中略）軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること、並びに、具体的な販売価格引上

げ交渉に当たっては、販売地区及び主要な需要者ごとに4社が連絡、協議しながら行うことを合意した。」と記載され、本件排除措置命令書の理由の第2（法令の適用）には、「前記事実によれば、4社は、共同して、産業機械用軸受の販売価格を引き上げることを合意することにより、公共の利益に反して、我が国における産業機械用軸受の販売分野における競争を実質的に制限し、（中略）ていたものであって、これらの行為は、それぞれ、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。」と記載されている。

したがって、本件排除措置命令書の理由の第1（事実）の中に被審人の主張する記載があることのみをもって、需要者向け販売価格から口銭を差し引いて卸売価格を決定する部類の取引により販売される製品が産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品であるとする被審人の主張は、本件排除措置命令書の文理からみても到底採り得ない恣意的解釈であって、本件排除措置命令は、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品を、軸受の製造販売業者又はその販売子会社若しくは販売代理店と需要者との価格交渉で販売価格が決まる産業機械用軸受全般と認定しており、そのうち特に対象外のものを想定していないことは明らかである。

(イ) 当該商品該当性を否定する特段の事情の有無

被審人は、3取引の内容は前記第5の2(2)イ(ア)のとおりであり、3取引では被審人が需要者向け販売価格を考慮せずに販売代理店向けの販売価格を決定していたものであって、4社の認識としても、3取引により販売される製品は産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象外であり、被審人は上記製品を鋼材値上げの対象外としていたとして、上記製品には当該商品該当性を否定する特段の事情が存在した旨主張し（前記第5の2(2)イ）、被審人において平成22年1月以降産業機械事業本部営業本部販売店営業統括部マーケティンググループ長を務めている牛窪仁志（以下「牛窪」という。）の陳述書（審30）中には、これに沿う部分がある。

しかし、産業機械用軸受に係る本件違反行為は、軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を軸受の販売価格に転嫁するために

行われたものであるところ（前記第3の2(2)）、かかる値上げを必要とする事情は、被審人が3取引により販売する製品についても当てはまるものであり、被審人において、3取引により販売する製品の値上げがおよそ不可能であったとも認められない。

また、被審人が3取引により販売する製品は、NTN、不二越及びジェイテクトの販売する産業機械用軸受と競合関係にあることから、これらの会社において、3取引により販売される製品を上記違反行為の対象から除くことを認める理由も考えにくい。

さらに、牛窪は、産業機械用軸受に係る本件違反行為の際に被審人の営業担当者と競合他社の営業担当者がどのような話をしたのかは分からないと述べる（審30）など、上記違反行為に直接関与した者ではなく、4社の認識に関する牛窪の上記陳述は、同人の推測を述べるにとどまるものである。

また、牛窪の上記陳述は、その内容について客観的な裏付けを欠くものであり、以下の①ないし③の証拠及び事実に照らしても、採用できない。

① 産業機械用軸受に係る本件違反行為に関与した、被審人の平成22年当時の産業機械事業本部営業本部産機営業統括部長である西山曜史、同産業機械事業本部営業本部販売店営業統括部長である筧健一、NTNの平成22年当時の自動車事業本部及び産業機械事業本部の担当取締役である本間正志、同産業機械事業本部東京支店長兼産業機械事業本部副本部長である岩本克彦、不二越の平成22年当時の部品事業部軸受企画部副部長である村井道男、ジェイテクトの松本等は、産業機械用の軸受の販売について、各需要者との間で交渉の上決定した当該需要者向け販売価格で取引するものと、定価表に掲載された価格に一定の掛け率を乗じて算出した販売価格で取引するものの二つに分類できるとした上で、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象は前者の方法で取引する全ての商品であった旨供述しており、3取引により販売される製品が上記違反行為の対象外であったなどとは供述していない。（査21、57、58、63ないし66、87）

② 被審人が、特殊品取引により固定価格（TCの2.2倍）で販売

代理店に販売していたと主張する商品（審37）の中には、同じ品番の商品でも販売時期や販売先によって販売価格が異なるもの（査130ないし139）、被審人の主張する固定価格以外の価格で販売しているもの（査103、105、審40〔明治産業株式会社に販売したもの〕）が存在する。

また、被審人の産業機械事業本部営業本部販売店営業統括部が平成21年8月に作成した「販売店営業の役割」と題する資料（査125）には、「販売店向け非定価品（軸受）見積り基準」、「対象品種：非定価品軸受全品種」として、「見積り基準：見積り単価＝ $T/C \times 2.2$ ⇒これをミニマムとする ただし、 $OEM >$ 販売店の価格逆転等、 $T/C \times 2.2$ 以外で回答した場合は『ルール適用外 申請書』に記入し、マーケティングチームへ提出」という記載が存在する（同資料17頁）。上記記載は、 TC の2.2倍というのは被審人が見積りを出す際の基準であり、同価格（ TC の2.2倍）以外の価格で被審人が販売することもあり得るものであったことをうかがわせる。

- ③ 被審人が3取引により販売代理店に販売していたと主張する商品（審37）の中には、同商品の購入者である販売代理店から需要者に対して、被審人の名称が記載された値上げの要請文書が提示され、軸受の原材料である鋼材価格の仕入価格の上昇を理由とする値上げの申入れがなされ、需要者向け販売価格が値上げされたもの（査131、140、141）も存在する。

以上のとおり、3取引により販売される製品について当該商品該当性を否定する特段の事情が存在する旨の被審人の主張は、採用することができない。

イ 原処分の原因となる事実の変更に該当するとの主張について

被審人は、審査官が産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品は産業機械用軸受であると主張することは、課徴金算定の基礎となる違反行為の対象商品を本件審判開始後に拡張するものであり、違法である旨主張する（前記第5の2(2)ウ）。

しかし、本件排除措置命令において、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品を産業機械用軸受と認定していることについては、前記

ア(ア)のとおりである。

被審人の主張は、その前提を欠くものであり、採用できない。

3 結論

(1) 課徴金に係る違反行為

本件各違反行為が独占禁止法第7条の2第1項第1号に規定する商品の対価に係るものであることは、本件各違反行為の内容から明らかである。

(2) 課徴金の計算の基礎となる事実

ア 被審人は、産業機械用軸受及び自動車用軸受の製造業を営んでいた者である。(争いが無い)

イ 被審人が前記(1)の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、産業機械用軸受については平成22年8月24日、自動車用軸受については同年7月30日であると認められる。また、被審人は、平成23年7月26日以降、本件各違反行為を取りやめており(前記第3の2(5))、同月25日に本件各違反行為の実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、実行期間は、産業機械用軸受について平成22年8月24日から平成23年7月25日まで、自動車用軸受について平成22年7月30日から平成23年7月25日までとなる。

(争いが無い)

ウ 被審人の前記イの実行期間における産業機械用軸受及び自動車用軸受に係る売上額を独占禁止法施行令第5条第1項の規定に基づき算定すると、産業機械用軸受について415億6344万2408円、自動車用軸受について415億1389万6834円となる。(争いが無い)

また、これらの売上額から本件有償支給品の購入代金相当額及び3取引の売上げが除外されないことについては、前記1及び2のとおりである。

エ 被審人は、独占禁止法第7条の2第12項第1号の規定により、公正取引委員会による調査開始日である平成23年7月26日以後、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則(平成17年公正取引委員会規則第7号。以下「課徴金減免規則」という。)第5条に規定する期日までに、課徴金減免規則第4条及び第6条に定めるところにより、

単独で、公正取引委員会に本件各違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。）を行った者であり、当該報告及び資料の提出を行った日以後において当該違反行為をしていた者でない。

また、当該違反行為について、独占禁止法第7条の2第10項第1号又は第11項第1号から第3号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数は5に満たないところ、これらの規定による報告及び資料の提出を行った者の数と、同条第12項第1号の規定による報告及び資料の提出を行った者（以下「調査開始日以後の申請事業者」という。）であって被審人より先に課徴金減免規則第4条第1項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は5に満たず、かつ、調査開始日以後の申請事業者であって被審人より先に同項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は3に満たない。

したがって、被審人は、独占禁止法第7条の2第12項の規定の適用を受ける事業者である。

（争いが無い）

オ 被審人は、本件各違反行為に係る事件と同一の事件について、平成25年2月25日に東京地方裁判所で不当な取引制限の罪により罰金3億8000万円に処せられ、同裁判は同年3月12日に確定している。

したがって、被審人は、独占禁止法第7条の2第19項の規定の適用を受ける事業者である。

（争いが無い）

カ 以上によれば、被審人が国庫に納付すべき課徴金の額は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、前記ウの産業機械用軸受の売上額に100分の10を乗じて得た額から、同条第12項の規定により当該額に100分の30を乗じて得た額を減額して算出した額と、前記ウの自動車用軸受の売上額に100分の10を乗じて得た額から、同条第12項の規定により当該額に100分の30を乗じて得た額を減額して算出した額を合計した額に代えて、同条第19項の規定によりその額から前記オの罰金額の2分の1に相当する1億9000万円を控除し、同条第23項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された56億2541万円である。

(3) よって、被審人に対して前記(2)カの課徴金の額と同額の課徴金の納付を命じた本件課徴金納付命令は相当である。

第7 法令の適用

以上のとおり、本件課徴金納付命令は相当であり、同命令に係る被審人の本件審判請求は理由がないから、独占禁止法第66条第2項の規定により、主文のとおり審決することが相当であると判断する。

平成29年2月9日

公正取引委員会事務総局

審判長審判官 山 門 優

審判官西川康一及び審判官數間薫は転任のため署名押印できない。

審判長審判官 山 門 優

1	軸受の製造販売業者又はその販売子会社若しくは販売代理店（代理店契約を締結していない販売業者を含む。以下同じ。）が自動車及び自動車部品の製造販売業者等の需要者を除く需要者との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受及びころ軸受（ミニチュア軸受及び小径軸受を除く。）
2	軸受の製造販売業者又はその販売子会社若しくは販売代理店が自動車又は自動車部品の製造販売業者等の需要者との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受及びころ軸受（ミニチュア軸受及び小径軸受を除く。）